

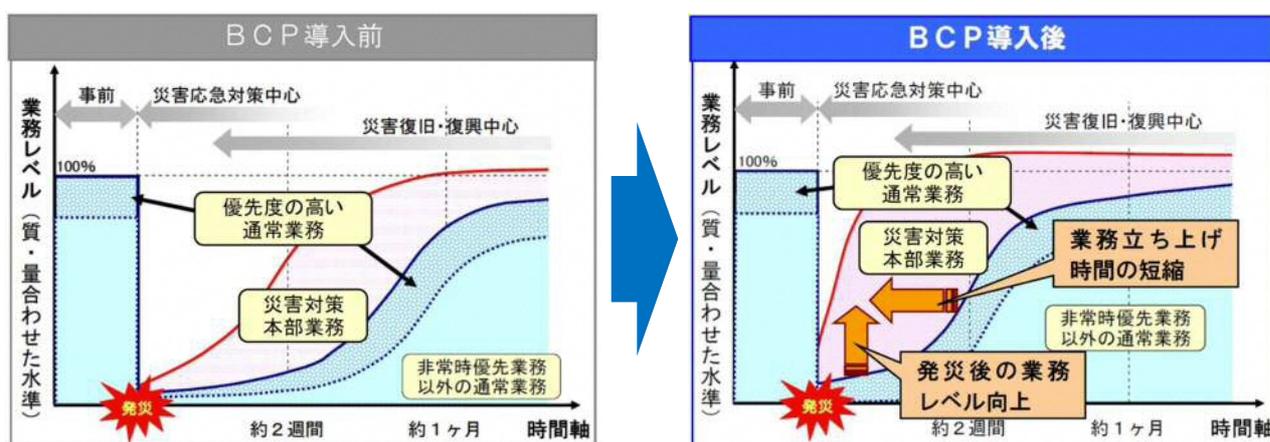
北九州市業務継続計画（BCP）の改定について

1 BCPとは

BCPは、災害時に優先して実施する必要がある非常時優先業務をあらかじめ選定し、必要な対策を実施することにより、市政の早期復旧を図り、住民の生命、生活及び財産を災害から保護することを目的に策定した計画である。

2 BCPの実践による効果

BCPの実践により、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得ることができる。



3 BCPに規定すべき重要6要素

自治体BCPで定めるべき特に重要な要素は、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（H28 内閣府策定）」に規定された下記の6つである。

- ① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ② 主要庁舎等が使用できなくなった場合の代替施設
- ③ 電気・水・食料等の確保
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

4 改定の背景

本市では、大規模地震を想定した、BCPを平成25年に策定し、随時見直しを行ってきたが、国は、近年の災害事例等を踏まえ、地震のみならず自然災害一般を対象として計画を見直すことを各自治体に求めている。

また、福岡県が公表した想定最大規模の降雨や高潮による浸水（千年に一度規模）想定では、主要庁舎が浸水するおそれがある。

このため、本年3月に、想定される庁舎の被災リスクや、その代替庁舎、災害時に行うべき「非常時優先業務」を時間軸に沿って明示するなど、自然災害一般を対象としたBCPとして見直しを行った。

5 主な見直し事項

「震災編」から「自然災害対策編」にBCPを見直し

(1) 想定最大規模の降雨や高潮による浸水で想定される庁舎の被災リスクと対応策について明示

※ 重要6要素の「主要庁舎等が使用できなくなった場合の代替施設」

- ① 本庁舎、小倉北・若松・八幡西区役所の浸水想定を記載
- ② 災害対策本部に加え、一般業務の執務のための代替施設等を記載

(2) 各局等の災害時におけるタイムラインを明示

※ 重要6要素の「非常時優先業務の整理」

大規模災害発生時に、災害対策本部に設置する「災害対策センター」及び各局が、発災から1ヵ月間に行うべき「非常時優先業務」について、時間軸に沿って整理し、タイムラインとして明示した。

主要庁舎の代替施設候補について

主要庁舎	災害対策本部または区対策部の代替施設候補	左記以外の執務のための代替施設候補
市役所本庁舎 (小倉北区役所内にある 本庁部局を含む)	消防局本庁舎	西日本総合展示場 本館 西日本総合展示場 新館
門司区役所	門司区役所 東棟 ----- 門司区役所 別館	小倉北区役所 小倉南区役所
小倉北区役所	男女共同参画センター (ムーブ) ----- 生涯学習総合センター	小倉南区役所 戸畑区役所 八幡東区役所
小倉南区役所	曾根出張所 ----- 北九州市立大学 ----- 総合農事センター	小倉北区役所 八幡東区役所 門司区役所
若松区役所	島郷出張所	戸畑区役所 八幡西区役所
八幡東区役所	八幡東区生涯学習センター	戸畑区役所 八幡西区役所
八幡西区役所	折尾出張所 ----- 八幡南出張所	八幡東区役所 若松区役所 戸畑区役所
戸畑区役所	北九州市立戸畑高等専修学校	小倉北区役所 八幡東区役所

着手時間毎の対応方針に基づく非常時優先業務

着手時間	対応方針	主な非常時優先業務
発災直後	市民・職員の生命の安全	・避難誘導・消火・救出救助活動
3 時間以内	初動体制の確立	・被害情報の収集 ・災害対策本部、各部、区本部等の設置および会議の開催 ・消防・救急・医療体制の確立 ・警察・自衛隊・他都市の消防・DMA T 等への支援要請
24 時間以内	応急活動の開始	・重要施設の安全確認 ・二次被害の予防（危険箇所における避難対応等） ・市管理施設（道路・橋りょう・上下水道・港湾・交通等）の被害調査・応急復旧 ・応急危険度判定の実施 ・避難行動要支援者への対応 ・衛生環境の回復（防疫・保健衛生活動等） ・多数遺体の取扱い ・重要な業務システムの再開 ・警察・自衛隊・他都市の消防・DMA T 等との連携
	被災者支援活動の開始	・避難所の開設・運営、避難者への物資供給体制の確保 ・運搬給水活動 ・災害救助法の適用申請
	応・受援体制の整備	・協定締結先および他自治体等への支援要請 ・庁内支援の実施
	重要な手続き等の実施	・選挙等、重要行事の延期措置
3 日以内	被災者支援活動の充実	・福祉避難所の開設・運営 ・避難所生活の水準の向上 ・生活再建等に係る広報・広聴 ・応急給水拠点の開設 ・市管理施設（道路・橋りょう・上下水道・港湾・交通等）の復旧 ・建物被害認定調査の実施体制の整備 ・市街地のごみ等の収集および処理 ・災害対応に必要な経費の支出 ・優先度に応じた業務システムの再開
1 週間以内	復旧に向けた業務の実施	・ボランティア活動との連携体制の構築 ・個別被害状況調査業務 ・学校教育の再開準備
	復興に向けた体制の確立	・復興本部の設置
2 週間以内	被災者の生活再建	・罹災証明書の発行 ・被災者の住まいに関する支援 ・産業の復旧・復興に係る業務
	重要な行政事務の実施	・窓口業務の再開（申請書の受理・証明書発行等）
1 ヶ月以内	復興に向けた業務の開始	・応急仮設住宅等の提供・被災した住宅の応急修理 ・災害復興組織の設置